

富士五湖自然首都圏フォーラム事務局運営支援業務委託仕様書（案）

1 目的

本業務は、山梨県が令和4年12月に設立した産官学等の協働組織体「富士五湖自然首都圏フォーラム」（以下「フォーラム」。）の円滑な推進のため、事務局の運営を支援するとともに、フォーラムの認知度を向上させるための情報発信を行うことを目的とする。

2 委託業務名称

富士五湖自然首都圏フォーラム事務局運営支援業務委託

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託業務内容

受託事業者は、次に掲げる（1）から（5）の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

（1）参画希望企業等（以下「参画団体」という。）の募集及び問い合わせ対応

フォーラムへの参画を幅広く企業等へ呼びかけるとともに、各種の問い合わせへの対応窓口となる。

（2）参画団体との連絡・調整

参画団体に対してフォーラム全体の活動状況を定期的に報告するとともに、参画団体における新たな取り組み予定やフォーラムへの要望などに関する情報を収集し、月次で県に報告する。

（3）専用 web サイトの構築

①富士五湖自然首都圏フォーラム専用 Web サイト（以下「フォーラムサイト」という。）を構築すること。構築にあたっては、既存フォーラムサイトのドメイン

(<https://fuji5lakes-forum.jp/>) を使用するとともに、既存サイトから抽出された記事データ等を取り込み、サイトに表示すること。

②下記（4）、（5）の業務実施に必要な範囲で、フォーラムサイトに係るサーバー使用環境提供やドメイン維持、各種設定などの保守業務を行うこと。

③また、必要に応じて国外 PR 用の専用 Web サイト（以下「グローバルサイト」という。）の構築を行うこと。

（4）専用 Web サイトにおけるニュース記事制作及びニュース動画編集

①受託者は、ニュース記事制作にあたり、富士五湖自然首都圏フォーラムに興味・関心を持たせるような適切な記事を制作すること。

②受託者は、次に掲げるニュース記事を8本程度制作し、専用 Web サイトで公開すること。

- ・ 県及び参画団体による富士五湖自然首都圏フォーラムの取り組みに関する記事（内容は、県と協議の上、決定する。）
- ・ 記事本数については8本程度を見込むが、実施にあたっては県と協議の上決定する。

③受託者は、フォーラムのPRに必要なその他の情報について発信することとし、その内容や時期については県と協議の上決定する。

(5) 効果的なPR等

①受託者は、山梨県と協議の上、SEO対策をするなどの方法により、ターゲットをページに誘導すること。

②受託者は、専用 Web サイトのアクセスログ解析を行うこと。

5 成果品

本業務委託に関する成果品は次のとおりとし、詳細は契約時に山梨県と協議の上決定する。

(1) 業務実績報告書

本委託業務で作成した全ての資料（図表、打合せ資料等を含む）や活動記録を整理し、業務実績報告書としてとりまとめること

体裁：A4判ファイル綴じ、フルカラー、片面又は両面印刷（A3判の折込可）

部数：1部

(2) 電子データ

(1)の電子データをWindows対応の電子媒体（CD-R等）に格納する。

データは基本的に編集可能な形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint等）及び印刷可能な解像度のPDF形式で納入すること。

6 留意事項

(1) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。

(2) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

(3) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「富士五湖自然首都圏フォーラム事務局運営支援業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けなければならない。

(5) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。

- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

7 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、山梨県と受託者で協議の上、山梨県の指示に従うものとする。